

インターネットゲーム※が最多

※インターネットに接続して、複数の人が共同で参加してゲームができるサービス

消費生活

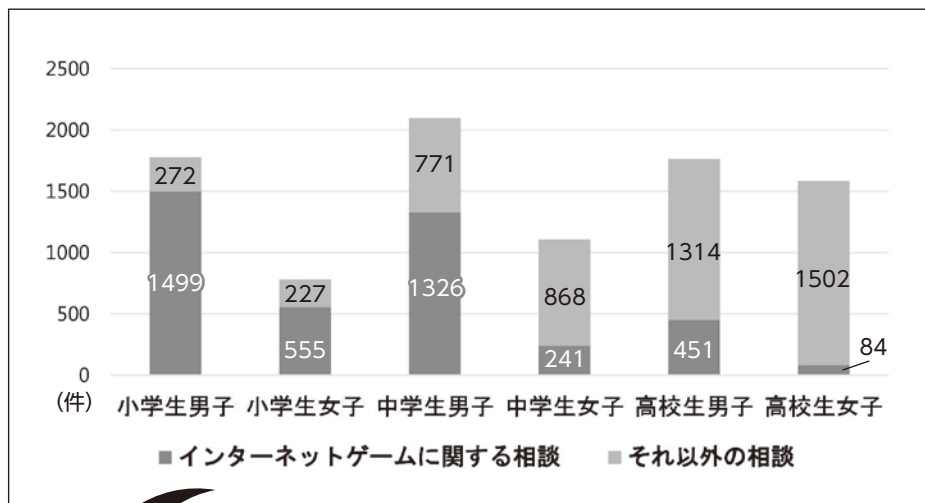
ストップ！
ザ・悪徳商法



通信

令和 7 年 8 月
vol.178

全国の消費生活センターに寄せられた、小中高生に関する相談(令和 5 年度)



(国民生活センター発表資料より)

関 役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です

◎ 平均契約購入金額

小学生	約24万円
中学生	約34万円
高校生	約37万円

(1件あたり・インターネット
ゲーム以外の相談も含む)

商品・サービス別の相談件数は、高校生女子を除いて
すべてインターネットゲームに関する相談が1位でした。

保護者・祖父母など、**身近な大人のクレジットカードを使って**
決済したとみられるケースが多く、契約金額は高額な傾向です。

事業者の返金基準に合致しないなどの理由で、
契約を取り消すことができない事例が多いです。

取り消しが認められない理由(例)

- ・見守り機能を利用していなかった。
- ・年齢確認により成年と判断された(子どもが年齢を成年と偽って登録していた)。
- ・ゲームのアカウントが保護者名義だった。
- ・課金していることに気づかなかった(取り消しを申請できる期間が過ぎている)。

高額課金をふせぐ対策

- ・見守り機能を利用する。
- ・子どもがゲームで使う設定(年齢、課金上限額など)に目を配り、ルールを話し合う。
- ・子どもが使う端末にクレジットカード情報を保存しない(お下がりスマホを使わせる場合は、カード情報の消し忘れに注意!)。

「もしかしてゲーム依存かも・・・？」

ゲーム依存をスクリーニングする『ゲームズテスト』には、こんな質問項目があります(抜粋)。

- ☐ ゲームをやめなければいけない時に、しばしばゲームをやめられませんでしたか。
- ☐ ゲームのために、学業成績や仕事のパフォーマンスが低下しましたか。
- ☐ ゲームにより、睡眠障害(朝起きられない、眠れないなど)や憂うつ、不安などといった心の問題が起きていても、ゲームを続けましたか。

生活に支障が出ているのにゲームをやめられない状態が続いている場合は、専門機関への相談を検討してください。消費生活センターでも相談先をご案内することができます。